

伊奈町分別収集計画

(令和7年6月策定)

埼玉県伊奈町

目 次

1. 計画策定の意義	1 P
2. 基本的方向	1 P
3. 計画期間	2 P
4. 対象品目	2 P
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2 P
(法第 8 条第 2 項第 1 号)	
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策 に関する事項	2 P
(法第 8 条第 2 項第 2 号)	
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該 容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	3 P
(法第 8 条第 2 項第 3 号)	
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適 合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規 定する主務省令で定める物の量の見込み	4 P
(法第 8 条第 2 項第 4 号)	
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適 合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規 定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5 P
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5 P
(法第 8 条第 2 項第 5 号)	
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	5 P
(法第 8 条第 2 項第 6 号)	

伊奈町分別収集計画

令和 7 年 6 月 3 0 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、当町は廃棄物の最終処分場を有していないことから、最終処分については、複数の処分場（自治体）へと分散化を図っているところである。しかしながら、全国的に最終処分場不足は看過できないものであり、将来的には最終処分場の確保は困難な状況にあるといえる。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて、一般廃棄物の中の容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

また、令和 1 5 年度稼働予定の上尾市との新しいごみ広域処理施設に向けて製品プラスチックの分別収集について両市町で検討を進めていく。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3R を推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・ 日常生活や事業活動において、廃棄物の発生量の増加をもたらすような生産・流通・消費の抑制

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

なお、製品プラスチックについては上尾市とのごみ広域処理施設稼働までにその手法や周知方法等の検討を進めていく。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

項 目	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
容器包装廃棄物	2,064 t	2,070 t	2,070 t	2,071 t	2,064 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。
なお、実施にあたっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ・啓発活動の充実

町広報誌等を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する啓発活動に取り組む。

- ・ごみ減量化奨励策の推進

資源回収団体奨励補助金交付制度による古紙、金属、ガラス等の資源回収やフリーマーケット等によるリサイクル活動の推進。

- ・買い物袋の持参の徹底

繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発を行い、スーパーマーケット等の小売店でのレジ袋削減による容器包装の使用の合理化を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 **(法第8条第2項第3号)**

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	缶
主としてアルミ製の容器	
主として ガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 透明ビン 色付ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	古紙
主として段ボール製の容器	古紙
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	古紙
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

＜単位：t／年＞

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	70		70		70		70		70	
主としてアルミ製の容器	89		89		89		89		89	
無色のガラス製容器	118		119		119		119		118	
	118	0	119	0	119	0	119	0	118	0
茶色のガラス製容器	74		74		74		74		74	
	74	0	74	0	74	0	74	0	74	0
その他の色のガラス製容器	44		45		45		45		44	
	44	0	45	0	45	0	45	0	44	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	7		7		7		7		7	
主として段ボール製の容器	427		428		427		427		427	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	13		13		13		13		13	
	0	13	0	13	0	13	0	13	0	13
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	241		241		241		241		241	
	241	0	241	0	241	0	241	0	241	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	866		867		868		869		866	
	866	0	867	0	868	0	869	0	866	0
	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※2段書きの場合 上段:合計、下段左側:協会引渡量、下段右側:独自処理量

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- ・ 特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（紙製包装容器を除く）
＝ 直近年度（令和6年度）の特定分別基準適合物等の収集実績に基づく一人当たりの年間排出量 × 各年度の人口推計値

- ・ 紙製包装容器
＝ 各年度におけるごみの年間総排出量見込み × ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率 × 直近年度（令和6年度）の実績に基づく収集量全量に対する排出量の割合

なお、当計画における人口推計値は、令和4年度に策定した伊奈町ごみ処理基本計画より抜粋

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
47,044人	47,108人	47,173人	47,237人	47,031人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、地区のこども会等の資源回収団体が行っている集団回収においても、飲料用紙製容器の分別収集を引き続き実施してもらうこととする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装リサイクル法に基づくペットボトル及びプラスチック製容器包装の分別収集を実施していくにあたり、それぞれに圧縮機を設置している。また、粗大ごみ処理施設で缶、ビン等の選別を行っている。保管を含め、当面これらの施設を有効活用していくものとするが、今後必要に応じ、施設整備の検討を行うものとする。